

## 入札心得

北海道労働局が発注する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する場合において、入札参加者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令、公告、仕様書に定めるものその他、本書により定める。

### 1 競争入札に付する事項

#### (1) 件名

令和2年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（窓口相談・セミナー等による支援）

#### (2) 仕様等

契約の仕様、入札参加資格、入札執行までの日程等については、公告、入札説明書、仕様書及びその他の関係資料（以下「公告等」という。）に示すとおり。

### 2 公告等の熟読

- (1) 入札参加者は、公告等を熟読のうえ参加しなければならない。
- (2) 入札参加者は、公告等について疑義があるときは、当局職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、公告等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3 入札保証金及び契約保証金

「一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）」（以下「全省庁統一資格」という。）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4 入札への参加申込方法

#### (1) 提出書類

- ①全省庁統一資格に係る「資格審査結果通知書」の写し
- ②競争参加資格に関する誓約書
- ③暴力団等に該当しない旨の誓約書
- ④公告等において他の書類の提出を求めてい る場合はそれらの書類

#### (2) 参加申込期限及び参加申込方法は公告等に示すので従うこと。

#### (3) 紙入札方式により参加する者は、(1) の提出書類を入札書の提出期限まで持参するか、入札書の提出期限の前開庁日までに当局に到着するように郵便（書留に限る。以下同じ）により提出すること。

### 5 入札に関する権限の委任

入札に関する権限を代理人に委任する場合の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 紙入札方式により参加する者は、上記4の参加申込と併せて委任状を提出すること。  
委任内容に変更が生じた場合は、変更後に参加する全ての案件について、速やかに委任状（任意様式）を再度提出すること（持参に

より提出する場合は入札書の提出期限までに持参し、郵便により提出する場合は入札書の提出期限の前日までに当局に到着するように投函すること。）。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、同一の入札に係る他の入札参加者の代理人を兼ねること ができない。

### 6 入札の方法

- (1) 入札書のほかに提出すべき書類がある場合 は、公告等に示すので従うこと。
- (2) 紙入札方式（持参）により参加する場合は、 入札書を封筒に入れ、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称。以下同じ）、あて名（支出負担行為担当官 北海道労働局総務部長あて）及び「令和2年3月11日開札『令和2年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（窓口相談・セミナー等による支援）』入札書在中」と朱書きした上で、提出すること。
- (3) 紙入札方式（郵便）により参加する場合は、 二重封筒とし、入札書を封入した内封筒の封皮には(2)の場合と同様に氏名等を記入するとともに、郵送用の外封筒にも「令和2年3月11日開札『令和2年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（窓口相談・セミナー等による支援）』入札書在中」と朱書きすること。また、公告等に示す入札書の郵便到達期限（入札書の提出期限の前開庁日）までに当局に到着するように投函すること。
- (4) 電報、ファクシミリ、電話、電子メール等 その他の方法による入札は認めない。

### 7 入札金額の入力又は記載

落札者の決定に当たっては、入札金額にその10%※に相当する額（1円未満の端数切捨）を加算した額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格（消費税及び地方消費税込）の110分の100%に相当する額を入札金額として入札書に記載すること。

※ 消費税等に係る税率が変更されたときは、変更後の税率に合わせてそれぞれ読み替える。

### 8 入札の無効

- 次の各項目の一に該当する入札は無効とする。
- ① 入札に参加する資格を有しない者による入札
  - ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札

- ③ 上記4（1）②③の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者による入札
- ④ 委任状を持参しない代理人による入札
- ⑤ 紙入札において、記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
- ⑥ 紙入札において、金額を訂正した入札、金額が不明瞭な入札又は「円」記号を欠く入札
- ⑦ 紙入札において、入札書提出年月日の不整合等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑧ 談合による入札
- ⑨ 同一事項の入札について他人の代理人等を兼ね又は2者以上の代理をした者による入札
- ⑩ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が支出負担行為担当官の審査の結果、採用されなかつた入札
- ⑪ 公告等に示す期限の日時までに到着しない入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 9 入札の延期等

入札参加者が談合し又は不穏の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取り止めがある。

## 10 開札の方法

- (1) 紙入札方式により参加する場合
  - ① 開札は、原則として入札者等を立ち会わせて行う。ただし、入札者等の立会いがない場合は、当局職員のうち入札執行事務に關係のない者を立ち会わせて行う。
  - ② 入札者等は、開札場に入場しようとするときは、当局職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示すること。
  - ③ 入札者等は、開札時刻後に開札場に入場することはできない。
  - ④ 入札者等は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (2) 入札回数について

入札回数は2回を限度とする。

1回目の開札をした結果、落札者となるべき者がない場合は、直ちに2回目の入札（以下「再度入札」という。）を行う。

再度入札に参加する場合は、あらかじめ再度入札のための入札書を準備しておくこと。

2回目の開札をした結果、落札者となるべき者がない場合は、再度公告入札を実施するか、もしくは予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条の2の規定を適用する。

## 11 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

落札者となるべき者が2者以上あるときは、当局職員のうち入札執行事務に關係のない者がくじを引き、落札者を決定する。

なお、紙入札による入札者等が開札に立ち会っているときは、当該者にくじを引かせる。

## 12 落札決定の取消し

落札決定後であつても、入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。

## 13 契約書の提出等

落札者は、支出負担行為担当官から交付される契約書に記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官に提出すること。

契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印することとする。

なお、本件は令和2年度における委託契約であり、契約締結は令和2年4月1日を予定している。（ただし、契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算案（暫定予算含む）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となつた場合は、契約内容等について変更が生じる可能性や、本事業に係る予算の決定状況によって仕様の内容について変更が生じる可能性があるので、その際は別途協議する。）

## 14 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 15 入札結果（契約情報）の公表

- (1) 電子調達システムにより執行した案件については、落札者を含め入札者全員の氏名及び入札金額等を同システムが定める手続きに従い公表する。
- (2) 一定の要件を満たす案件については、入札件名、契約業者名、予定価格及び契約金額等を北海道労働局ホームページに公表する。